

大阪府指定出資法人への人的関与のあり方に関する意見書【概要】

平成21年2月 大阪府指定出資法人に関する専門家会議（役員派遣のあり方検討部会）

1. 議論の経過

第1回（平成20年11月26日）での主な意見【人的関与の検討にあたっての視点等】

- ・経営目標、課題に対して、まともに取り組める人、意欲と能力がある人が必要。
- ・委員意見に沿って見直したのかどうかをフォローアップする。意見の言いつ放し聞き放しにはしないほしい。
- ・OBが必要なのかどうかという議論の前に、法人そのものをどのようによくしていくかを押えなければいけない。

第2回（平成20年12月18日）での主な意見【役員が取組むべき課題や府関係者が必要となる理由】

- ・府とのパイプ役という理由だけでOBを送るのは非常にわかりにくい。
- ・課題を明確化し、次にその課題を解決するためにはどんな人材が必要なのか検討すべき。
- ・府の関与がなくなったら何が困るのかといったことなどを明確にすべき。

第3回（平成21年1月16日）での主な意見【府関係者を配置しない場合のデメリット等】

- ・個別法人について明確に意見をいうには、法人の実情や経営評価のヒアリングを行うことが必要。
- ・府ではOB役員の処遇について見直しがなされており、国のような天下りの仕組みではないと思うが、適材適所で人選するという意味からも、透明性を確保するという事は非常に重要なこと。
- ・今後の人的関与のあり方を含めた見直し計画を作成し、そのフォローアップやモニタリングをしていくことが重要。

2. 今後の見直しの視点

- ・法人の事業の成否が府に大きな影響を及ぼすことを踏まえ、各法人が抱える課題をより明確にした上で、**中期的に具体的改善目標を示すことが重要**
- ・その目的達成を担うべき最適な人材を以下の見直しの視点を十分に踏まえ人選することが必要

(1) 常勤役員の見直し

- ・組織の肥大化に繋がることのないよう、その業務量が常勤に値するものかを精査
- ・複数の役員が在籍している法人にあつては、常に見直しの視点で精査
- ・大きな課題や事業に見通しが付いた法人は、非常勤化等を検討

(2) 府OB役員の就任

(これまでの府の取り組み)

- ・退職手当の廃止（平成11年4月以降）、役員報酬の見直し（平成19年度以降減額改正）、退職勧奨制度の廃止（平成19年度末を最後に廃止）、透明性の確保（平成18年度末管理職退職者から再就職先を公表）
- ・これまでから府OB役員の処遇については、見直しがなされ、一定の改善に努めているが、天下り問題として批判されることのないよう一層の透明性確保に努力
- ・各法人の課題に応じた適材適所の配置やその業績を評価する適切な仕組みを構築
- ・府とより一層の連携を図るため、府再任用職員として派遣するなど弾力的な雇用形態を検討

(3) 府現役職員の就任

- ・法人における人件費負担がOBに比べて増加することも考慮し、法人の抱える重要課題の解決に最もふさわしい人材を適材適所の観点で人選

(4) 民間人の役員登用

- ・株式会社を中心に採用ルールを明確にした上で、経営感覚に優れた民間人を登用
- ・管理職員としてノウハウやネットワークを活用できる業務分野についても積極的に登用

(5) プロパー職員の役員登用

- ・法人の状況を熟知し、何よりもその法人に対する愛着と情熱を持つプロパー職員の役員登用は、法人にとっても有益
- ・府関係者が役員就任する場合にはプロパー職員を積極的に育成

(6) 府OB役員の在職期間

- ・長期在職は、府民の天下り批判を招く恐れがあることから在職年限の上限ルールを設定
- ・役員に課せられた課題の達成状況や業績評価を通じて、毎年度点検

3. 今後のフォローアップ体制

- ・府と指定出資法人の関係については、府から独立した法人として自主性自立性を発揮していく部分と、府と一体となって公共目的を達成する部分があり、**適度な緊張関係が必要**
- ・府民の最小の負担において効率的に最大限のサービスを個々の法人毎に見極め、天下り防止といった側面だけではなく、経営責任が果たしているのかをきっちりチェックしていく**体制が必要**
- ・見直しの方向性毎に**人的関与のあり方を含めた年次計画を作成し、その進捗状況の確認を行うために年1～2回程度定期的に当部会において点検**

4. 指定出資法人の見直しとその人的関与のあり方

・見直し13法人【廃止等、統合、民営化】

- ・目的が達成されるまでの間は、引き続き人的支援を行うことは妥当だが、計画どおりに改革に取り組むことが必要
- ・統合法人は、統合後の事業規模や組織体制等その内容を踏まえ、人的関与は再度検討

・見直し9法人【自立化】

- ・府職員の引上げなど段階的に府の関与を見直し、法人自らの責任と判断に基づく経営へと促す
- ・自立化の目的が達成されるまでの間は、必要な範囲で人的支援を行い、随時点検

・指定出資法人20法人【存続】

- ・存続する法人についても、基本的には自立化する方向で運営すべき
- ・段階的に人的関与のあり方を見直していくなどの取り組みが必要

・引き続き調整を行う1法人【調整中】

- ・具体的な見直しの方向性が示された段階で、その内容を踏まえ、人的関与は再度検討

○存続する指定出資法人の見直しの方向性

- ・現時点で指定出資法人として存続する20法人のうち、府関係者が常勤役員に在籍している16法人については、**より自立化を高めるための体制整備が必要**
- ・今後、**法人改革の進捗状況を踏まえ**、府関係者が1名のみ在籍している8法人にあつては、「**常勤役員の非常勤化**」、複数名在籍している8法人については、「**常勤役員の縮減**」を目標に取り組むべきであり、当部会で随時点検
- ・特に以下の法人は、**それぞれの課題が解決された時点で、役員派遣のあり方を早急に見直す**

①自立化等の状況を踏まえ見直す

(財)大阪府地域福祉推進財団・大阪高速鉄道(株)・大阪府道路公社・大阪府土地開発公社・大阪府住宅供給公社

②次期指定管理期間(H23年度以降)の動向や市場化テスト導入を踏まえ見直す

(株)大阪国際会議場・(財)大阪府みどり公社・(財)大阪府文化財センター

③統合後の事業規模や組織体制等を踏まえ見直す

(財)大阪府保健医療財団((財)大阪がん予防検診センターとH21年度中に統合予定)

(財)大阪産業振興機構((財)大阪府産業基盤整備協会との統合予定)

(財)大阪府都市整備推進センター((財)大阪府タウン管理財団とH23年度中に統合予定)